お客さま　各位

暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みについて

（口座名義人と異なるご依頼人名で行うお振込みの制限）

インターネットバンキングにおける不正送金や投資詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺等の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ送金される事案が多発しています。

当金庫は、金融庁および警察庁からの法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の「振込名義変更による暗号資産交換業者及び資金移動業者への送金停止」の要請を踏まえ、下記のとおり対応させていただきます。

お客さまにおかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

当金庫では、このような情勢を踏まえ、お客さまの大切なご預金を守るため、暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みに際し、口座名義人と異なるご依頼人名にてお振込される場合は、お振込みをお断りさせていただきます。

また、同様なお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただく場合があります。

加えて、お客さまが詐欺被害に遭われていないか等不正送金の未然防止のため、お振込み理由等を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等の提出を求める場合があります。

※口座名義人の前後に数字等を付される場合は、制限の対象になりません。

以上

ゆとりのくらしのパートナー
遠州信用金庫